

オーダーメイド集計における利用条件等が緩和されました

(1) オーダーメイド集計の要件緩和

オーダーメイド集計は、これまで、学術研究の用に供することを直接の目的とすることが利用要件となっていました。が、企業活動の一環として研究を行う場合等も利用が可能となりました。また、研究成果物の公表の要件も緩和されました。

(2) オーダーメイド集計及び匿名データの利用手続等の見直し

利用者の利便性の向上や審査事務の効率化等のため、法人による利用の場合の本人確認手続について、法人の代表者の生年月日等の申出書の記載や証明書の提出が不要となりました。

- ・ オーダーメイド集計に関する詳細

<http://www.nstac.go.jp/services/order.html>

- ・ 匿名データに関する詳細

<http://www.nstac.go.jp/services/anonymity.html>